第21回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

- **事業報告**
  業務の適正を確保するための体制
- **連結計算書類**
  連結株主資本等変動計算書
  連結注記表
- **計算書類**
  株主資本等変動計算書
  個別注記表

法令及び当社定款の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ホームページ（https://cartaholdings.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

株式会社CARTA HOLDINGS

業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

1．コンプライアンス体制

(取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

(1)取締役会規程を始めとする社内諸規程を制定し、社内システム上で閲覧できる状態にする。

(2)役職員の職務執行の適切性を確保するため、内部監査担当部門を設置し、「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施する。

(3)法務担当部門は、役職員に対する教育研修体制を構築する。

(4)法令違反その他のコンプライアンスに関する内部通報窓口を設置し適切に運用する。

(5)反社会的勢力及び団体との関係を遮断し、反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否する。

2．情報保存・管理体制

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

(1)取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、取締役会規程、文書管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的記録により保存し、適切に保存及び管理する。

(2)取締役会議事録を管理する部署である経理財務担当部門は、取締役会議事録に関する取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

3．リスク管理体制

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

(1)取締役会は、コンプライアンスや情報セキュリティ等のリスクに対処するため、社内規程・ガイドライン等を整備し、適宜見直すものとする。

(2)経営上の重要なリスクに関する情報は、取締役会に報告を行う。

(3)内部監査担当部門は、内部監査規程に基づき、各部門のリスク管理状況の監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。

4．効率性確保体制

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

(1)定時取締役会を毎月１回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

（2）日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務分掌規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに基づき業務を分担する。

5．企業集団内部統制システム

（当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制）

（1）当社の役職員が子会社の取締役等に就くことにより、子会社の職務執行状況を把握できる体制を確立する。

（2）業務監査、内部統制監査等の内部監査により、子会社の業務の適正を確保する。

（3）監査役は、その職務を行うため必要とする事項について、子会社に対しても事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

6．監査役の補助使用人とその独立性

（監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項）

（1）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役専任のスタッフを置くこととする。

（2）監査役は、経理財務担当部門・法務担当部門・内部監査担当部門所属の使用人に、監査業務に必要な事項を指示することができる。

（3）監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

7．監査役への報告体制

（取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の役職員が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制）

（1）取締役及び各関係部署は、監査役監査規程に基づき、監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行う。

（2）会計監査人、取締役、内部監査担当部門等の使用人そのほかの者は、監査役会規程に基づき、監査役会の求めに応じて、必要な報告及び情報提供を行う。

（3）当社及び子会社の役職員は、企業集団に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに当社の監査役に報告する。

（4）前号の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いをすることを禁止する。

8．監査費用の処理

（監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項）

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

9．監査役監査の実効性確保体制

（その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制）

（1）監査役は、取締役、会計監査人及び使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。

（2）監査役は、取締役会に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。

（3）監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、意見交換等を行う。

（4）監査役会は、監査役より職務執行の状況に関して定期かつ随時に報告を受けることにより、監査の環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

当該体制の運用状況

1．コンプライアンス

各事業子会社が行動規範の中に法令遵守についての項目を定めており、経営陣が様々な意思決定の場面で実際にこれに沿った行動をしております。

従業員が各事業を遂行する上で法令等に関して確認を要する際には、法務担当部門に相談した上で事業を推進しております。

各事業子会社の法務担当部門は、集合研修・研修ビデオ視聴などの形式で従業員に対してコンプライアンス研修を実施しております。

各事業子会社に内部通報窓口が設置されており、継続的に運用されております。

2．リスク管理

重要な懸案事項については、経営会議などで十分に審議されたうえで、取締役会に報告が行われております。

ビジネスリスク、情報セキュリティリスク、ファイナンスリスク、コンプライアンスリスクなど、各種リスクについては、それぞれに対応する会議体で定期的に議論されており、重要度が高い事項については、適宜経営会議で議論されております。

内部監査室は、監査計画に基づいたリスクベースの監査を実施しており、監査結果が代表取締役に報告されております。

3．企業集団内部統制

当社の役職員が子会社の取締役等に就くことにより、子会社の職務執行状況を把握しております。子会社の職務執行状況は、経営会議などで適宜報告されており、懸案事項について適時かつ適切に議論が行われております。

４．監査役の補助使用人

監査役専任のスタッフは設置しておりませんが、経理財務担当・法務担当・人事担当・内部監査担当をはじめとする各部門の従業員が、監査役の求めに応じて必要な情報を提供しております。また、監査役からの指示を受けた従業員は、その指示に関しては取締役からの指揮命令を受けることなく、監査役の指示に協力しております。

５．監査役監査の実効性

監査役は、取締役会、経営会議その他の重要会議に出席し、取締役の意思決定や職務執行が法令・定款に違反していないことを適宜確認しております。

監査役は、会計監査人と四半期ごとにレビュー結果の報告受領のために定例会合を実施しております。また、代表取締役をはじめとする個々の取締役と定期的に意見交換を実施しております。さらに、内部監査担当部門とは、毎月の定例情報交換を実施しているほか、必要に応じて情報交換を行っております。

連結株主資本等変動計算書

（2018年10月1日から2019年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,073,304	1,063,308	5,229,730	－	7,366,343
当連結会計年度変動額					
被取得企業の期首残高	△1,073,304	△1,063,308	△5,229,730	－	△7,366,343
取得企業期首残高	490,000	122,500	7,706,578	－	8,319,078
株式交換による増加	595,643	11,883,023			12,478,666
新株の発行（新株予約権の行使）	10,507	10,507			21,015
剰余金の配当			△203,226		△203,226
親会社株主に帰属する当期純利益			2,139,282		2,139,282
自己株式の取得				△79	△79
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△17			△17
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	22,846	10,952,705	4,412,904	△79	15,388,376
当連結会計年度末残高	1,096,150	12,016,014	9,642,634	△79	22,754,720

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	1,167,607	△5,955	1,161,652	1,908	247,438	8,777,342
当連結会計年度変動額						
被取得企業の期首残高	△1,167,607	5,955	△1,161,652	△1,908	△247,438	△8,777,342
取得企業の期首残高	337,156	－	337,156	－	－	8,656,235
株式交換による増加						12,478,666
新株の発行（新株予約権の行使）						21,015
剰余金の配当						△203,226
親会社株主に帰属する当期純利益						2,139,282
自己株式の取得						△79
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△17
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	367,821	△15,139	352,681	7,520	268,353	628,555
当連結会計年度変動額合計	△462,629	△9,184	△471,814	5,612	20,915	14,943,090
当連結会計年度末残高	704,977	△15,139	689,838	7,520	268,353	23,720,433

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1)連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	21社
主要な連結子会社の名称	㈱サイバー・コミュニケーションズ ㈱VOYAGE GROUP ㈱Zucks ㈱fluct ㈱VOYAGE MARKETING

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	合同会社ecnavi plus
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2)持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用の非連結子会社及び関連会社数　10社

主要な会社等の名称	㈱マーケティングアプリケーションズ ㈱ドゥ・ハウス ㈱メディア・ヴァーグ

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称	合同会社ecnavi plus
持分法を適用しない理由	各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、関連会社の四半期決算日（2019年12月31日）現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3)連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

(新規) ・株式の取得により２社増加
・新規設立により５社増加

(除外) ・会社清算結了により１社減少
・連結子会社間の合併により３社減少

② 持分法の適用の範囲の変更

(新規) ・新規設立により１社増加

(4)連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社CMerTVと株式会社ルーツ医健の決算日は９月30日であります。

連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(5)会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの　連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品　移動平均法による原価法

貯蔵品　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　２年～38年

工具、器具及び備品　３年～15年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア　社内における利用可能期間（３年～５年）に基づく定額法によっております。

のれん　５年から10年間で均等償却しております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金　役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ニ．ポイント引当金　ECナビ等の会員の将来のポイント行使による支出に備えるため、利用実績率等に基づき算出した、翌連結会計年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

④　重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年３月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用第30号　2018年３月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、収益認識に関する注記に記載のとおりです。

⑤　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ロ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

ハ．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2．会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2018年３月30日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2018年３月30日）が2018年４月１日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、以下の変更を行いました。

収益認識会計基準の適用に伴い、他の当事者が顧客への財又はサービスの提供に関与している場合において、企業は、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務（すなわち、企業が本人）であるのか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（すなわち、企業が代理人）であるのかにつき検討いたしました。これにより、パートナーセールス事業の一部を除く取引、アドプラットフォーム事業の全ての取引、コンシューマー事業における一部の取引につき、収益の認識を総額から純額へ変更することとしました。この結果、従前の会計処理方法と比較して、当連結会計年度の連結損益計算書において売上高及び売上原価はそれぞれ115,740百万円減少し、また、連結貸借対照表において従来「ポイント引当金」に含めて表示していた株式会社VOYAGE MARKETINGのポイント預り金2,343百万円は「預り金」に含めて表示することになりました。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。ただし、当連結会計年度の期首の純資産に反映されるべき累積的影響額はないため、当連結会計年度の利益剰余金期首残高に与える影響はありません。また、当連結会計年度の１株当たり情報に与える影響もありません。

3．表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、独立掲記しておりました固定資産の「建設仮勘定」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より固定資産の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、流動負債の「その他」に含めていた「賞与引当金」及び「預り金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しました。

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において、独立掲記しておりました特別利益の「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より特別利益の「その他」に含めて表示しております。

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

４．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　652,599千円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式(株)	11,890,346	13,553,706	－	25,444,052

(注) 発行済株式の総数の増加理由は以下のとおりです。

１．2019年１月１日付にて実施した株式交換により、普通株式13,441,506株を割当て交付いたしました。

２．新株予約権の行使により、普通株式112,200株が増加しております。

(2)自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	－	584	－	584

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分と、譲渡制限付株式報酬において、当該譲渡制限付株式の譲渡制限期間満了前に当社の取締役が退任したため、当社が無償取得したものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2019年８月６日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　203,226千円
・１株当たり配当金額　８円（普通配当８円）
・基準日　　2019年６月30日
・効力発生日　　2019年９月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2020年３月28日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　203,547千円
・１株当たり配当金額　８円（普通配当８円）
・基準日　　2019年12月31日
・効力発生日　　2020年３月31日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

① 2012年12月20日開催の定時株主総会による新株予約権
210,600株

② 2017年4月26日開催の取締役会による新株予約権
180,000株

③ 2017年11月9日開催の取締役会による新株予約権
218,800株

6．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用及び調達方針として、計画的かつ効率的な運用と調達を実現し、財務費用の低減と財政基盤の強化を図ることを目的としております。

資金運用については、元本リスクのないものを中心として短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入を中心に資金を調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金については、取引先の信用リスクに晒されております。このリスクに対して、当社では、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに、信用調査・与信管理に関する規程に基づき、信用リスクの低減を図っております。

投資有価証券については、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行い、機動的に対応できる体制を整えております。

営業債務である買掛金については、すべてが１年以内の支払期日であります。

借入金については、運転資金であり、支払金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金の金利変動リスクに対しては金利を固定化することによりリスク回避を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次資金繰表を作成した上で、日次で入出金の確認を行い、流動性リスクの軽減を図っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）３．参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,546,825	14,546,825	－
(2) 売掛金	18,477,945	18,477,945	－
(3) 投資有価証券	2,141,943	2,141,943	－
資産計	35,166,713	35,166,713	－
(4) 買掛金	18,110,428	18,110,428	－
(5) 預り金	2,742,287	2,742,287	－
(6) 短期借入金	19,600	19,600	－
(7) 長期借入金 （注）1	404,159	404,443	284
負債計	21,276,475	21,276,759	284

（注）１．一年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含んでおります。

２．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 買掛金、(5) 預り金、(6) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

固定金利によるものは、元利金合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,133,335
関連会社株式	971,150

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

7．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額　921円43銭

(2) 1株当たりの当期純利益　94円29銭

8．収益認識に関する注記

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

（1）パートナーセールス事業、アドプラットフォーム事業

主にメディアに広告出稿がなされた時点で、当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。当該事業は代理人としての性質が強いと判断されるため、当社が提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する費用を控除した純額を計上しております。

（2）コンシューマー事業

主に当社が運営する自社メディアにおいて掲載された広告の成果報酬金額が広告配信事業者との間で合意された時点で、当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。コンシューマー事業については、代理人としての性質が強いと判断されるものを除き収益及び費用を総額表示しております。

9．企業結合等関係に関する注記

当社と株式会社サイバー・コミュニケーションズの経営統合

当社、株式会社電通（以下、「電通」といいます。）及び電通の完全子会社である株式会社サイバー・コミュニケーションズ（以下、「CCI」といいます。）は、当社及びCCIがインターネット広告事業に関する緊密な提携を行うことにより企業価値を最大化することを目的として、2019年１月１日（以下「本統合日」といいます。）をもって、当社及びCCIの対等の精神に基づく経営統合、並びに当社、電通及びCCIの間における資本業務提携を実施いたしました。

本経営統合の一環として、当社とCCIは、当社を株式交換完全親会社、CCIを株式交換完全子会社とし、本統合日を効力発生日として、株式交換を実施いたしました。

また、当社は、本統合日をもって持株会社体制へ移行すべく、吸収分割により、株式会社VOYAGE GROUP分割準備会社（当社の100%子会社として2018年10月31日に設立された会社であり、本統合日に本株式交換の効力が発生したことを条件として、その商号を「株式会社VOYAGE GROUP」に変更しております。以下「分割準備会社」といいます。）に、当社の営む一切の事業（ただし、本分割及び本株式交換後に分割準備会社及びCCIの経営を管理するために必要な権利義務を除きます。）を承継し、その商号を「株式会社VOYAGE GROUP」から「株式会社CARTA HOLDINGS」に変更いたしました。

１．取得による企業結合

当社及びCCI間の株式交換

（１）企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称　株式会社VOYAGE GROUP
（本統合日をもって「株式会社CARTA HOLDINGS」に商号変更しております。）

事業の内容　アドプラットフォーム事業、ポイントメディア事業、インキュベーション事業

②企業結合日

2019年１月１日

③企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、CCIを株式交換完全子会社とする株式交換

④結合後企業の名称

株式会社CARTA HOLDINGS

⑤取得した議決権比率

取得後の議決権比率　100.0%

⑥取得企業を決定するに至った主な根拠

企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号）並びに企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号）の取得企業の決定方法の考え方に基づき、株式交換完全子会社であるCCIの株主が、結合後企業の議決権比率のうち最も大きい割合を占めること等から、CCIを取得企業、当社を被取得企業と決定しております。

（2）連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

当連結会計年度の連結業績は、CCIの2018年10月１日～2018年12月31日の３ヶ月分の業績に、株式交換後の当社の2019年１月１日～2019年12月31日の12ヶ月分の連結業績を合算した金額となっております。

（3）被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価　当社普通株式	12,478百万円
取得原価	12,478百万円

（4）株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

①株式の種類別の交換比率

CCIの普通株式１株に対して、当社の普通株式26株を割当て交付いたしました。

②算定方法

本株式交換における交換比率の算定について、公正性・妥当性を確保するため、個別に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は野村證券株式会社を、電通及びCCIはデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

当社、電通及びCCIは、当該算定結果を踏まえ、当事者間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当でありそれぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至り、合意いたしました。

③交付した株式数
普通株式　13,441,506株

（5）主要な取得関連費用の内容及び金額
主要な取得関連費用は、被取得企業である当社で発生したアドバイザリーに関する費用171百万円であります。

（6）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
①発生したのれんの金額
3,177百万円

②発生原因
主として今後の事業展開により期待される超過収益力によるものであります。

③償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却

2．共通支配下の取引
当社による吸収分割

（1）対象となった事業の内容
当社の営む一切の事業

（2）企業結合日
2019年1月1日

（3）企業結合の法的形式
当社を吸収分割会社とし、分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。なお、本分割は、完全親子会社間において行われるため、本分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

（4）その他取引の概要
当社とCCIとの間での、対等の精神に基づく経営統合を実現するために、本分割により持株会社体制へ移行いたします。

（5）会計処理の概要

本分割は、完全親子会社間の取引であるため、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）における「共通支配下の取引」に該当し、のれん（又は負ののれん発生益）は発生いたしません。

10. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、2020年２月12日開催の取締役会において、会社法第165条第３項により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得することについて以下のとおり決議いたしました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

株主還元の充実及び資本効率の向上を図るため。

(2) 自己株式の取得に関する取締役会の決議内容

①取得する株式の種類

当社普通株式

②取得する株式の総数

300,000株（上限）

③取得価額の総額

290百万円（上限）

④取得する期間

2020年２月13日～2020年４月30日

⑤取得の方法

東京証券取引所における市場買付

11. 追加情報に関する注記

株式交換の会計処理

当社は、2019年１月１日付で、当社を株式交換完全親会社、CCIを株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。本株式交換は、企業結合会計上の逆取得に該当し、当社が被取得企業、CCIが取得企業となるため、株式交換直前の当社の連結会計書類上の資産・負債を時価評価した上で、CCIの貸借対照表に引き継いでおります。また、当連結会計期間の連結業績は、CCIの2018年10月１日～2018年12月31日の３ヶ月分の業績に、株式交換後の当社の2019年１月１日～2019年９月30日の９ヶ月分の連結業績を合算した金額となっております。このため、前連結会計年度の連結会計書類との間には連続性がなくなっております。

株主資本等変動計算書

（2018年10月1日から2019年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,073,304	1,053,400	1,053,400	1,472,512	1,472,512	－	3,599,217
当期変動額							
株式交換による増加		8,835,724	8,835,724				8,835,724
新株の発行（新株予約権の行使）	22,846	22,846	22,846				45,692
剰余金の配当				△381,581	△381,581		△381,581
当期純利益				125,986	125,986		125,986
会社分割による減少				△512,774	△512,774		△512,774
自己株式の取得						△79	△79
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							－
当期変動額合計	22,846	8,858,570	8,858,570	△768,370	△768,370	△79	8,112,967
当期末残高	1,096,150	9,911,970	9,911,970	704,142	704,142	△79	11,712,184

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,135,913	1,135,913	1,908	4,737,039
当期変動額				
株式交換による増加				8,835,724
新株の発行(新株予約権の行使)				45,692
剰余金の配当				△381,581
当期純利益				125,986
会社分割による減少				△512,774
自己株式の取得				△79
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,135,913	△1,135,913	5,612	△1,130,301
当期変動額合計	△1,135,913	△1,135,913	5,612	6,982,665
当期末残高	−	−	7,520	11,719,705

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

（2）引当金の計上基準

役員賞与引当金　　役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

（3）重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2018年３月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用第30号　2018年３月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、収益認識に関する注記に記載のとおりです。

（4）その他計算書類の作成のための重要な事項

①外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

③連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2．会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2018年３月30日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2018年３月30日）が2018年４月１日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用しております。これに伴い、当事業年度は期首から収益認識会計基準を適用した数値となっております。

なお、収益認識会計基準の適用に伴う当事業年度の計算書類への影響はございません。

3．表示方法の変更に関する注記

(持株会社移行に伴う表示方法の変更)

当社は、2019年１月１日付で当社を分割会社として、株式会社VOYAGE GROUP分割準備会社（当社の100％子会社として2018年10月31日に設立された会社であり、本統合日に、その商号を「株式会社VOYAGE GROUP」に変更いたしました。以下「分割準備会社」といいます。）に、当社の営む一切の事業に関して有する権利義務（ただし、本分割及び本株式交換後に分割準備会社及びCCIの経営を管理するために必要な権利義務を除きます。）を承継させる吸収分割を行い、同日をもって持株会社体制に移行いたしました。

これに伴い、当事業年度より損益計算書の「販売費及び一般管理費」を「営業費用」として計上しております。また、持株会社体制移行後は子会社からの経営指導料・配当金等が当社の収益源となることから、「経営指導料」及び「受取配当金」を「営業収益」として表示する方法に変更しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	213,220千円
営業収益	360,000千円
仕入高	2,938千円
営業費用	2,102千円
営業取引以外の取引	37,956千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	－	584	－	584

自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分と、譲渡制限付株式報酬において、当該譲渡制限付株式の譲渡制限期間満了前に当社の取締役が退任したため、当社が無償取得したものであります。

6．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払費用	5,385千円
その他	411
繰延税金資産　小計	5,796
評価性引当額	－
繰延税金資産　合計	5,796
繰延税税金負債	
未収事業税	964
繰延税金負債　合計	964
繰延税金資産（負債）の純額	4,831

（2）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
住民税均等割	1.0%
役員報酬	1.7%
役員賞与引当金	1.9%
評価性引当額の増減額	△25.0%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.6%

7．関連当事者との取引に関する注記

（1）子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有（被所有）の割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱サイバー・コミュニケーションズ	（所有）直接 100.00	資金の貸借 役員の兼任	連結納税（注）1	－	関係会社未収入金	325,066
				資金の貸借（注）2	－	関係会社短期借入金	2,860,672
				支払利息（注）2	171	－	－
				経営指導料（注）3	180,000	関係会社未収入金	16,500
子会社	㈱VOYAGE GROUP	（所有）直接 100.00	資金の貸借 役員の兼任	資金の貸借（注）2	－	関係会社短期貸付金	2,259,420
				受取利息（注）2	27,614	－	－
				経営指導料	180,000	関係会社未収入金	16,500
子会社	㈱リサーチパネル	（所有）間接 60.00	役員の兼任 ポイント販売等	ECナビポイントの販売（注）4	162,822	－	－
子会社	㈱VOYAGE MARKETING	（所有）間接 100.00	資金の貸借	資金の貸借（注）2	－	関係会社短期借入金	1,890,973
				支払利息（注）2	605	－	－
子会社	㈱fluct	（所有）間接 100.00	資金の貸借 役員の兼任	資金の貸借（注）2	－	関係会社短期借入金	537,291
				支払利息（注）2	529	－	－
子会社	㈱サポーターズ	（所有）間接 100.00	資金の貸借	資金の貸借（注）2	－	関係会社短期借入金	283,708
				支払利息（注）2	79	－	－
関連会社	SV-Fintech1号有限責任事業組合	（所有）間接 30.00	出資	受取配当金	7,186	－	－

（注）1．連結納税制度による連結法人税の受取予定額であります。

2．資金の貸借取引は、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）によるものであります。
CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取引金額を集計することは実務上困難であるため、取引金額は記載しておりません。
なお、上記各社の利息につきましては、市場金利を勘案して決定しております。

3．経営指導料は、業務内容を勘案し当事業者間の契約により決定しております。

4．取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引先と同様であります。

5．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

（2）役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	宇佐美 進典	(被所有) 7.80	当社の代表取締役会長	新株予約権の権利行使	11,900	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針

（注）2012年12月20日開催の定時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

8．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額　460円32銭

(2) 1株当たりの当期純利益　5円55銭

9．収益認識に関する注記

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社は、2019年1月1日より純粋持株会社に移行いたしました。純粋持株会社移行後の当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、契約内容に応じた受託業務が実際された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

なお、純粋持株会社に移行する前の2018年10月1日から2018年12月31日の期間の当社の収益は、主に当社が運営する自社メディアにおいて掲載された広告の収益となります。掲載された広告の成果報酬金額が広告配信事業者との間で合意された時点で、当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

10．企業結合等関係に関する注記

連結注記表の「9．企業結合等関係に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11．重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「10．重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12．連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制の適用会社であります。